

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地の公用廃止
- 土地の買収予定
- 土地改良区設立の認可申請にかかる決定及び縦覧
- 保安林の指定解除
- 肥料の登録
- 肥料の登録失効
- ◇正誤 昭和三十三年七月一日付鳥取県告示第二百九十九号中訂正

告示

鳥取県告示第三百六号

次の土地はその公用を廃止する。
昭和三十三年七月四日

一場所 鳥取県知事 遠藤 茂

岩美郡岩美町大字陸上下塚畑三三番地ノ六先
三四番地ノ一先
三四番地ノ七先
三五番地ノ一先

一 地目その他 道路敷
一 面積 八、〇三坪
(関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第三百七号

次の土地は国が買収する予定であるから、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十八条第一項の規定により、公示する。

昭和三十三年七月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第三百十号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録した。
昭和三十三年七月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	住 所	生 産 者
------	-------	--------------	-----	-------

鳥取県第二八七号	下北条水稻粒状復合肥料 丸砂一号	アンモニウム性窒素一〇・六 く溶性りん酸六・三 内水溶性りん酸三・〇 水溶性加里一・五	東伯郡北条町 字弓原三四七 ノ六	下北条農業協同組合 組合長理事 根鈴 信雄
----------	---------------------	--	------------------------	-----------------------------

鳥取県告示第三百十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定に基き、次の肥料の登録は失効した。
昭和三十三年七月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	住 所	生 産 者
------	-------	--------------	-----	-------

鳥取県第一九七号	七、二大豆油かす粉末	窒素全量七・七 りん酸全量一・三 加里全量一・八	境港市栄町五	永瀬石油株式会社 取締役社長 永瀬 義春
----------	------------	--------------------------------	--------	----------------------------

正 誤

〃 第三二七号 長芋配合

窒素全量	六・五	東伯郡大栄町	大誠農業協同組合
内アンモニウム性窒素	四・七	字瀬戸六〇ノ	組合長理事
りん酸全量	四・三		茂住 正
内可溶性りん酸	一・七		
内水溶性りん酸	一・三		
加里全量	三・七		
内水溶性加里	五・二		

昭和三十三年七月一日付鳥取県告示第二百九十九号中誤りがあつたので次のとおり訂正する。

頁 段 行 誤 正
二 下 十二 県農由良 県道由良